

固定資産

●問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在での償却資産の所有状況を、その資産が所在する市町村へ申告する義務があります。会社や個人で事業を営んでいる人は、資産の有無に関わらず、申告書を必ずご提出ください。

●申告期限 **1月31日(水)**

※申告書類は昨年12月に対象者へ送付していますが、新しく事業を始めた場合など、必要な人には新たに送付しますのでご連絡ください。

【償却資産の対象となるもの】
事業のために使っている機械・機具・備品など

業種	償却資産例
不動産 貸付業	駐車場舗装、外構工事、植栽、外灯、駐輪場
農業	ビニルハウス、保冷库、農業用機械(大型特殊自動車)など
その他	看板、パソコン、ルームエアコン、医療機器、太陽光発電設備(10kw以上)など

相続の手続きはお済みですか

納税義務者が死亡したときは、「相続人代表者指定届出書」の提出が必要です。

●「相続人代表者指定届」とは
町税に関する通知と還付に関する書類を受領する相続人の代表者を指定するものです。この届出で相続が確定するものではありません。

※固定資産や軽自動車等の所有権を相続した時や処分した時は、右の場所
で手続きをしてください。

相続するもの	手続場所	問い合わせ
固定資産 (土地・家屋)	【大津町の土地・家屋の場合】 熊本地方法務局阿蘇大津支局 ※土地や家屋を管轄する法務局	☎096(293)2272
軽自動車	軽自動車検査協会熊本事務所	☎050(3816)1758
二輪(125cc以上)	熊本運輸支局	☎050(5540)2086
二輪(125cc未満)	役場税務課	☎096(293)3117

※所有者不明土地問題の解決に向けて民法、不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記を申請しなければなりませんので、ご注意ください。



相続人代表者指定届出書はこちら▶

20歳になったら国民年金

国民年金は、老後の暮らしや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた制度です。



国民年金

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112
熊本西年金事務所 ☎096(353)0142

国民年金のポイント

■将来の大きな支えになります

国民年金は20歳以上60歳未満の人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」、「全額免除・一部免除制度」

■「学生納付特例制度」

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料が猶予される制度です。

対象となる学生は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校と各種学校(修業年限1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人で、夜間・定時制課程や通信課程も含まれます。

■「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の人で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

■「全額免除・一部免除制度」

本人、世帯主および配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除か一部免除される制度です。

スマホで

税務署への
持参不要

印刷・郵送代
不要

添付書類
不要

自宅から 確定申告

国税庁が提供する「e-Tax」サービスを利用すれば、パソコンやスマホから確定申告の手続きができます。e-Taxは、インターネットを通じて確定申告や申告書の提出が可能なサービスで、自宅にいらしながらでも確定申告を行うことができます。まずはスマホで確定申告をするときの手順を確認してみましょう。

24時間申告可能

3週間程度で還付!

STEP 1 必要なものを準備

マイナンバーカードもしくはID(利用者識別番号)・パスワード*、源泉徴収票、生命保険の証明書など、確定申告に必要な書類を準備します。必要書類は所得の種類や追加したい控除によって異なります。
※ID(利用者識別番号)・パスワードは税務署で発行しています。

STEP 2 作成

e-Taxのウェブサイトから提出方法を選び、所得や控除などの情報を入力して申告書を作成します。

STEP 3 提出

作成した申告書をe-Taxを通じて提出します。

STEP 4 確認と保存

提出した申告書の内容を確認し、必要に応じて印刷や保存を行います。



確定申告書などの
作成に困ったら
税務相談チャットボット!

申告書の作成で質問があれば
AIを活用した
「税務職員ふたば」
が24時間対応でお答えします。
ぜひご利用ください。

相談は
こちら



STEP 1～4手順で、自宅から確定申告を行うことができます。確定申告の手続きは少々複雑に感じるかもしれませんが、自宅から行うことで時間と手間を節約することができます。また、e-Taxでは、確定申告だけでなく、税金の納付や還付の申請など、さまざまな手続きが可能です。

確定申告作成の流れは
こちらからも▶

